

「北海道外来種対策基本方針(素案)」についての意見募集結果

平成26年4月10日

「北海道外来種対策基本方針(素案)」について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、229人、8団体から、延べ252件のご意見が寄せられました。

このうち、素案の内容に関するものが37件、素案の内容には関係のない個別の種の選定に関する意見が215件でした。

基本方針の内容に関するご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。
なお、個別の種の選定に関するご意見につきましては、個別の種の検討に際して参考とさせていただきます。

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
第1 指定外来種の指定に関する基本的な事項		
<p>外来種「選定の条件」(1)については、「原則」とは言え、何故「明治時代以降」に「本道」に導入されたものとするのが根拠に乏しい。例えば、「本道では50年前以降、本道以外にあっては100年前以降」のように規定すべき。</p>	<p>第1の1(1)で、指定外来種の候補の選定は、原則として明治以降に本道に導入されたものを外来種から選定することとしています。これは、国が「特定外来生物被害防止基本方針」で示した考え方になったものです。</p>	D
<p>同種であっても系統の違いが影響する場合も多く、更には発育環境の違う個体(野生個体と養殖個体)間であってもそれが影響する場合も多く、何故「種」だけ「を単位と」するのが疑問。 生息環境の改善を蔑ろにしたままであったり、又は系統や発育環境をも考慮に入れず、固有種と同種の飼育・放流をただただ繰り返し、その固有種の保護や増殖の失敗の原因を外来種に押し付けることは失当。</p>	<p>指定外来種は亜種又は変種も対象とできるようにしているほか、道内の他地域から持ち込まれたものも指定外来種として扱うことが可能です。(条例第2条第4号、第32条第1項) ご意見の趣旨も踏まえ、指定外来種を選定してまいります。</p>	B
<p>「2 選定の要件」に次の内容の規定を明記する必要がある。</p> <p><追加事項> 永年に亘る育成等により地域に密着しているなどの実態があり、指定すると社会的・経済的に支障が生じるものは除外する。 なお、上記の考えはP3の「4 選定の際の考慮事項-(2)」にも示されていますが、林業関係者の懸念を払拭するためには指定の条件に明記すべきと考えます。</p>	<p>第1の4(2)で、「指定外来種の候補の選定に当たっては、外来種がこれまで担ってきた社会的な役割等を踏まえ、その代替物の入手可能性など指定に伴う社会的・経済的影響についても考慮し、選定作業を進める。」としています。</p>	B
<p>サケは在来種ではあるが、その増殖事業の規模は極めて大きく、この事業そのものが生態系や多様性に影響を与えていると考える。指定外来種の選定にあたっては、膨大に生態系に人為的に放出しているサケのような特殊な「在来種」への影響評価は慎重に行うべき。</p>	<p>第1の3で、「指定外来種の候補の選定に当たっては、外来種の生物多様性への影響又はそのおそれに関する科学的知見を活用するもの」としています。 また、具体的な指定外来種の選定に当たっては、専門家の意見を聴くとともに、条例第32条第3項に基づき、審議会の意見を聴くこととしています。 在来種についてのご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>指定外来種の「選定の基本」における「科学的知見」には研究の進んだ海外の研究データや海外の現状をも参考するべき。</p>	<p>第1の3で「道外で既に生物多様性への著しい影響が確認されているなど、既存の知見の活用を図るものとする」としており、ここでいう「道外」には海外も含まれます。</p>	B
<p>「著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれ」の評価に当たっては、生息・生育する環境は道内でも一律ではなく、一部の特殊な環境のデータを持って全道に充てはめるような安易な判断は避けて頂きたい。 さらには海外の事例・文献等をそのまま単純に流用する事の無きようお願いしたい。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、専門家の意見を聴くとともに、条例(第32条第3項)に基づき、北海道環境審議会の意見を聴くこととしています。</p>	B

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
<p>「3 科学的知見の活用」については、正しい手法と受け止めるが、短絡的な流用では、国レベルの法から地方条例にブレイクダウンする意味は無い。</p> <p>さらには道内においても地域における環境はさまざまであり、それら知見については慎重な活用をお願いしたい。</p>	<p>柱書きで、「指定外来種の指定は、(中略)それぞれの外来種の生物学的特性や生息・生育する環境により本道の生物多様性への影響が異なることを踏まえて行う必要がある。」としています。</p> <p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>本道の重要産業である観光の目玉はあきらかに「自然」であり、その生態系サービスの恩恵を受けている。「釣り」という行為もその恩恵を受けている一つ。種の選定は多くの釣りがレクリエーションとして観光として道内外から訪れている事実からを考慮し、科学的知見に基づき行うべき。条例施行におけるパフォーマンス的な目的での種選定は言語道断である。</p>	<p>第1の3及び4で、同様の趣旨で記載していません。</p>	B
<p>駆除効果の可否を含め、費用対効果は十分に検証し、またケースによってはゾーニングという考え方を導入した上で、効果の期待できる指定種の選定をして頂きたい。</p>	<p>第1の4(3)で、「指定しようとする外来種の防除について効果的な捕獲や採取、殺処分などの方法が未確立であるなど、防除の実施が困難な場合にあつては、指定の効果をも十分に検討の上、判断する必要がある。」としています。</p> <p>ゾーニングについてのご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>素案の3、「科学的知見の活動」について「既存の知見の活用を図る」とあるが、道内における具体的事実(論拠となるデータなど)のない種を選定するのには反対。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、専門家の意見を聴くとともに、条例(第32条第3項)に基づき、北海道環境審議会の意見を聴くこととしています。</p> <p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>悪い外来種も良い外来種も、全ては人の都合であり容認されるべき外来種はない。現在、自然界にいる外来種は可能な限り回収し、外来魚類の放流は例外なく禁止すべき。</p>	<p>指定外来種については、第1で示した考え方に従って効果的な選定を行うよう努めてまいります。</p> <p>また、第5の1で効果的な普及啓発等に努めるものとしています。</p> <p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>外来種が在来種あるいは地域に著しい悪影響があるという判断は人それぞれで、特にニジマスのように長い間そこで存在している場合判断は難しい。専門家による判断だけではなく、関係者の意見や地域環境の変化による共存ということも併せて判断してもらいたい。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、関係団体などの意見も聴き、指定による効果やその影響も考慮した上で、道の素案を作成し、北海道環境審議会への諮問・答申を経て、道案を決定したのち、利害関係人の意見を聴くなどの手続きを経て指定することとしています。</p> <p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>早急に指定、対処すべき外来種はあるが、虹鱒、ホタル、カブトムシ等の外来種は導入・定着の歴史を十分な調査、知見をもって検討し、またそれらの種の社会的経済的、地域的役割の重要性を考慮するとき、「指定外来種」として一括り、全道一律的に規制・禁止・防除することはあまりに乱暴な方策。</p>	<p>指定外来種は、基本方針に基づき、道の外来種リストなどを参考にしながら、選定要件や考慮事項について、専門家の意見を聴き、指定の必要性の高いものから順次候補を選定していく考えです。</p> <p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>「生物多様性条例」は全てが一、二年で決定、実施できるようなものではなく、危急を要するものから決定・実施していき、十分な調査、知見、検討を要する外来種においては将来の自然を見通す正しく謙虚なものであってほしいと願う。</p>	<p>指定外来種は、基本方針に基づき、道の外来種リストなどを参考にしながら、選定要件や考慮事項について、専門家の意見を聴き、指定の必要性の高いものから順次候補を選定していく考えです。</p> <p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
<p>漁業法に基づく漁業権が認められている増殖義務のある魚種を、指定外来種として指定し、一律に放流を禁止することは、漁業法との整合性が得られない。</p>	<p>指定外来種の選定は、他法令との整合性が図られるよう関係部と連携して進めてまいります。ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>部会等において釣り人を含め多くの関係者の意見を聞き反映してほしい。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、関係団体などの意見も聴き、指定による効果やその影響も考慮した上で、道の素案を作成し、北海道環境審議会への諮問・答申を経て、道案を決定したのち、利害関係人の意見を聴くなどの手続きを経て指定することとしています。ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>どういった場でいかなる立場の方が「著しい」のか否かの判断をするのか。そこに誰もが納得できるような論理的な判断基準を持ち込むことは、そもそも可能なのか。「生物多様性」のようにまだ若い、社会的なコンセンサスを十分に得ているわけではない概念に頼った切り口から、ほとんど一方的に選定作業を進められることを危惧。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、関係団体などの意見も聴き、指定による効果やその影響も考慮した上で、道の素案を作成し、北海道環境審議会への諮問・答申を経て、道案を決定したのち、利害関係人の意見を聴くなどの手続きを経て指定することとしています。ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>指定外来種の選定の際には、社会的・経済的影響につきまして、今一度熟慮していただきたい。道民の声、国民の声、海外からの声に、よく耳を傾けてほしい。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、関係団体などの意見も聴き、指定による効果やその影響も考慮した上で、道の素案を作成し、北海道環境審議会への諮問・答申を経て、道案を決定したのち、利害関係人の意見を聴くなどの手続きを経て指定することとしています。ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>第2 指定外来種の規制等に関する基本的な事項</p>		
<p>いわゆるキャッチアンドリリースを容認したことは高く評価したい。外来種とはいえ命であることに変わりない。特に子供達に「殺す」という行為を条例で強要するわけにはいかない。一方で節度の無い拡散行為を規制する意味を、きちんとした環境教育で伝えていくようにして頂きたい。</p>	<p>第5の1で「様々な環境教育の機会などを通じて、外来種対策に係る理解を促すとともに、博物館等や民間の団体等と連携しながら、生物多様性の保全に関する意識の醸成に向けた普及啓発活動を推進するものとする」としています。</p>	B
<p>在来種の減少については河川改修等による生息環境の悪化という要因もある。しかし生息環境の悪化については自然再生事業等での回復が期待できるが、一旦定着した外来種は根絶が極めて困難であることを考えれば、外来魚種のキャッチアンドリリースへの適用緩和は行うべきではない。</p>	<p>いわゆるキャッチアンドリリースについては、条例第35条で禁止する指定外種を放つこと等にあたらないという解釈を示したものであり、規制緩和ではありません。また、これは外来生物法と同様の取扱です。なお、外来種は「入れない」「捨てない」「拡げない」ことが重要であり、ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>第3 指定外来種の防除に関する基本的な事項</p>		
<p>「指定外来種によっては…場合もあることから」とあるが、すでに選定する外来種を決めると捉えられるのではないかと。また「指定外来種によっては…場合も想定されることから」などと訂正してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、文言を修正しました。</p>	A

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
第4 外来生物法に基づく特定外来生物の防除に関する事項		
<p>「2 特定外来生物の防除体制の充実」について、道民参加型の取組みを進めるだけでは、防除体制が充実するとは思えない。 国や地方公共団体が、積極的に主体となって防除を推進しなければならないと考える。</p>	<p>第4で国等と連携するとし、また第4の1で、「特定外来生物の生息状況等に応じて道の防除実施計画を策定し、科学的知見に基づいた対策の目標及び防除体制などを定め、効果的な防除を図る必要がある」としています。</p>	B
<p>セイヨウオオマルハナバチ防除活動について、住民理解がもっとも得られれば良いと思います。ぜひ行政の支援強化をお願いします。</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチについては、第4の2で道民参加型の取組を進めるものとしています。また、第5の1で、外来種対策への道民等の理解の促進と意識の醸成のために、効果的な普及啓発や助言等に努めるものとしています。 ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>今後はセイヨウオオマルハナバチを駆除していくと同時に北海道の在来種であるエゾオオマルハナバチの商品化を進めて、切り替えて行く事が必要であり、国や道が商品化を積極的にメーカーに働きかけ・支援して行く事が必要。</p>	<p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
第5 外来種対策全般に関する事項		
<p>同じ命なのに外来種はなぜ駆除されなければいけないのか。この問題はややもすると人種差別等に飛躍しうる危険な一面を含む。個々の生物種の問題だけでなく、それを取り巻く環境保全と併せた上で、正しい環境教育の推進を行って頂きたい。</p>	<p>普及啓発等については、第5の1で記載しています。 ご意見は普及啓発等の施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
基本方針全般に関するご意見		
<p>治水管理、道路建設等にあたっては、科学的知見によるアセスのもと、地域意見を反映し、費用対効果を検証の上で実施するようお願いしたい。 縦割り行政を乗り越え、生物多様性に影響を与えうる管理・建設を制限できるような枠組みとして頂きたい。</p>	<p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>地域の情勢（環境）を正しく科学的に評価した上での種選定と運用が出来るようにして頂きたい。その上でゾーニングについて、今後、必要なケースでは地域の意向を反映した上で検討して頂きたい。</p>	<p>科学的知見の活用や社会的・経済的影響の考慮は、第1の3及び4で記載しています。 ゾーニングの必要性についてのご意見は、施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>選定候補が決まってから決定に至るまでにはパブコメや意見交換会等、道民の意見を新たに反映するように考慮頂きたい。 さらに、選定委員の選出にあたっては意見の偏りの無いような人選をお願いしたい。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、関係団体などの意見も聴き、指定による効果やその影響も考慮した上で、道の素案を作成し、北海道環境審議会への諮問・答申を経て、道案を決定したのち、利害関係人の意見を聴くなどの手続きを経て指定することとしています。 ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>ほとんどヒトの手が入って長い時間がたった日本列島（北海道）において、特定の種を外来種という視点から排斥していくことは合理的で無い。特定の種を排斥する以前に、日本列島（北海道）の生態系をどのようにしていくのかという論議を尽くし、市民の合意を得るべき。 また、その合意の範囲は、「日本」や「北海道」といった広い範囲ではなく、もっと小さな単位となるはず。</p>	<p>第1で、「指定外来種の指定は、生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる外来種を指定する」としています。 本道の生物多様性の保全のあり方についてのご意見は、施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
<p>特定の種を「指定外来種」として規制することにより、現実の生態系サービスの恩恵を受けている者が、不利益を被ることになるのであれば、その不利益は生業、非生業にかかわらず保障されるべきであり、指針に明記すべき。</p>	<p>第1の4で、「代替物の入手可能性など指定に伴う社会的・経済的影響についても考慮し、選定作業を進めるものとする。」としています。 また、条例では財産権の尊重及び他の公益との調整を明記し（第8条）、このことから保障等を行う制度は設けていません。</p>	D
<p>「外来種だから」、「在来種だから」という括りで特定の生物を保護したり駆除するのではなく、今の現実の北海道の河川のあるべき姿を見つめなおして欲しい（水質や景観などの河川環境、漁業、遊漁を含む）。 現実に存在している生物を一元的に排除して次にどんな生態系を作り上げていくのか。その先にあるものは果たして人類にあっても有益なものなのか。本当の意味での生物多様性が現実することを切に願う。</p>	<p>第1で「それぞれの外来種の生物学的特性や生息・生育する環境により本道の生物多様性への影響が異なることを踏まえて行う必要がある」と記載しています。 また、「はじめに」の2に、健全な生態系を保全することの重要性についての記述を加えました。 ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>	C
<p>外来種の取り扱いや規制についての啓発活動は重要なことではあるが、在来種の減少に関しては環境破壊につながる人の生活環境の拡大、ダム等の構築物の増加等の、われわれが与えている影響も考えなくてはならないのではないかと。</p>	<p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。 なお、「はじめに」の2に、健全な生態系を保全することの重要性についての記述を加えました。</p>	C
<p>生物多様性の維持には、外来種の対策に加え、動植物の生育環境の保全が必要。外来種基本方針の理念の実現の為に、他の施策との連携が盛り込まれた政策になっていることが必要不可欠。</p>	<p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。 なお、「はじめに」の2に、健全な生態系を保全することの重要性についての記述を加えました。</p>	C
<p>在来種であるアメマスは、今、一部ではなぜか害魚扱いを受けている。このアメマスもいくつかの河川で年々数が減っていると感じているが、それは外来魚のせいでは無いと思う。川の生物の保全は大切だが、まずは、ダムや堰堤、護岸工事、森林伐採、サケの放流事業などの河川を取り巻く環境を見直していただきたい。サケも含めたあらゆる魚たちが自然遡上でき自然産卵できる河川の環境づくりをして行くことが、今一番大事なことはないかと。</p>	<p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。 なお、「はじめに」の2に、健全な生態系を保全することの重要性についての記述を加えました。</p>	C
<p>生物多様性の維持・保全に最大の効力をもたらすのは自然環境の保全。絶滅危惧種などの存続をおびやかす要因として、外来種の影響よりも、人的要因がほとんど。道内の自然環境に最大の悪影響を与えている北海道開発局および水資源機構などに対して、不要な開発や大型公共工事の中止を道および環境局から申し入れ、基本方針に盛り込むべき。</p>	<p>ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。 なお、「はじめに」の2に、健全な生態系を保全することの重要性についての記述を加えました。</p>	C
<p>委員会や専門部会の会議の透明性を維持してほしい。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、関係団体などの意見も聴き、指定による効果やその影響も考慮した上で、道の素案を作成し、北海道環境審議会への諮問・答申を経て、道案を決定したのち、利害関係人の意見を聴くなどの手続きを経て指定することとしています。 なお、ご意見を踏まえ、指定外来種の指定の手続きに関しては、候補の選定から指定に至るまでの手順をわかりやすく示すとともに、指定に当たっては、その経緯、生物多様性への影響や社会的・経済的影響の考え方などについても情報を発信するなどして、道民の理解を図ってまいります。</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>委員会および専門部会の構成員の選出および構成について、魚類のように遊漁者はもちろん関係事業などにかかわる道民が多いジャンルには、それぞれ等量の一般代表を委員に加えるべき。また、道民からの推薦による学識経験者を加えるなど、一部の選定権を道民にゆだねるべき。</p>	<p>指定外来種の選定に当たっては、関係団体などの意見も聴き、指定による効果やその影響も考慮した上で、道の素案を作成し、北海道環境審議会への諮問・答申を経て、道案を決定したのち、利害関係人の意見を聴くなどの手続きを経て指定することとしています。 ご意見は施策を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>

C

その他、素案の内容には関係のない個別の種の選定に関する意見(主なもの)	
<p>【ニジマスの指定外来種指定に反対する観点(※)】 ・ニジマスは100年も前に導入され、市民権を得ている。(在来種とみなしてよい。) ・ニジマスは生態系に著しい影響は与えていない。 ・在来の魚が減ったのは河川工事や森林伐採などが主な原因。在来魚を守るために必要なのは魚道・産卵床の整備など生息環境の保全・整備。 ・ニジマスはすでに在来生態系に組み込まれており、防除方法によっては逆に生態系へ悪影響を及ぼす。 ・ニジマスの指定は、社会的影響・経済的損失が大。 ・北海道の美しい自然や生態系の魅力は、外来種であるニジマスの魅力も含まれる。 ・北海道のニジマス釣りは世界的な魅力があり、もっと地域振興や産業振興に活用すべき。 ・ニジマス釣りは北海道の文化。指定すべきでない。 ・ニジマスはすでに道内に広く分布しており、指定しても駆除は不可能。 ・ヒメマス、ワカサギ、銀ザケも外来種。ニジマスを過去に導入したのも行政。指定は矛盾。</p> <p>※これらの意見の中には、在来種保護のため、オシロコマなどが生息する河川での放流や許可を受けない無制限の放流は禁止すべきとしたりうえ、道内一律に放流を禁止することに反対するものや、指定エリアに限り放流を認めるべきという意見も含まれている。</p>	<p>指定外来種は、基本方針策定の後、基本方針に基づき、道の外来種リストなどを参考にしながら、選定要件や考慮事項について、専門家の意見を聴き、指定の必要性の高いものから順次候補を選定していく考えです。 個別の種の選定に関するご意見は、個別の種の検討に際して参考とさせていただきます。</p>
<p>【ニジマス(※)の指定外来種指定に賛成する観点】 ・無制限に放流されたニジマスによって、北海道の在来種が深刻な影響を受けており、一刻も早く無制限の放流を規制すべき。 ・川はみんなのもの。現在は、漁業権がある河川湖沼でも自由に勝手に放流しても良いことになっており、一個人の考え一つで生態系を揺るがす事ができる。これは、非常に異常なこと。勝手に稚魚や発眼卵を放流することは許されるべきではない。</p> <p>※ブラウントラウトに関する意見を含む</p>	<p>指定外来種は、基本方針策定の後、基本方針に基づき、道の外来種リストなどを参考にしながら、選定要件や考慮事項について、専門家の意見を聴き、指定の必要性の高いものから順次候補を選定していく考えです。 個別の種の選定に関するご意見は、個別の種の検討に際して参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※	
<p>【西洋牧草の指定外来種指定に反対する観点】 北海道では明治期に導入されたいわゆる西洋牧草が牛をはじめとする草食家畜の重要な飼料資源となっており、西洋牧草の利用についての過度な規制は、本道畜産業への打撃となり、当素案が目的とする、道民の豊かな生活の維持にも支障を生じる可能性が極めて大きいと考えられ、憂慮するところ。 指定外来種の選定に当っては、産業上重要なものについては、生態系への影響が甚大なものに限ってほしい。</p>	<p>指定外来種は、基本方針策定の後、基本方針に基づき、道の外来種リストなどを参考にしながら、選定要件や考慮事項について、専門家の意見を聴き、指定の必要性の高いものから順次候補を選定していく考えです。 個別の種の選定に関するご意見は、個別の種の検討に際して参考とさせていただきます。</p>	—
<p>【カラマツの指定外来種指定に反対する観点】 カラマツに関する産業は苗木生産、植栽、保育、間伐、主伐、製材、製品加工等多岐にわたっていて、北海道の経済を支えている。また、カラマツは、①天然更新が難しく、周辺に新たな林地を形成することもないため在来種の生育環境に大きな変化をもたらす恐れが無いこと、②この100年以上に及ぶ歴史の中で北海道に定着している。以上のことから、カラマツを指定外来種として指定することは実態に即さない。</p>	<p>指定外来種は、基本方針策定の後、基本方針に基づき、道の外来種リストなどを参考にしながら、選定要件や考慮事項について、専門家の意見を聴き、指定の必要性の高いものから順次候補を選定していく考えです。 個別の種の選定に関するご意見は、個別の種の検討に際して参考とさせていただきます。</p>	—

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

環境生活部生物多様性保全課(生物多様性戦略G)

電話 011-204-5987